

まちづくり基本条例の運用状況①

◇取組状況一覧

No.	取組事項	関係条項	内 容	備 考	担当部署
1	意見交換会の実施	第5条 第20条1項3号	備前市意見交換会 【実施主体】備前市自治会連絡協議会 【内容】各地域が直面している課題 【時期】令和8年1月21日(水) 【地区】片上地区 【参加者数】地区住民35名、市職員15名(事務局4名含む)、備前商工会議所職員		市民課
2	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	校庭・園庭芝生化の実施 【内容】学校・こども園において、校園庭の芝生化維持管理作業を地元及び保護者会が実施 【時期】平成23年度から協働事業として実施	令和7年度は、片上小・伊里中・片上認定こども園で実施。	教育総務課 幼児教育課
3	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	ロードサポート事業(地域ボランティア) 【内容】道路管理者と一体となって道路を守るため、通勤・通学や仕事中等日頃通行する市管理道路について、穴ぼこなどの道路異常を発見した場合、管理する市へ通報 【人数】市道:97人、県道:97人(備前市内)	令和7年7月31日をもってロードサポーター事業は廃止	建設課
4	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	リフレッシュ瀬戸内(市民ボランティア) 【時期】令和7年10月25日(土) 【内容】瀬戸内海沿岸の清掃活動。「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の呼びかけにより実施 【場所】五味の市周辺、頭島(例年) 【参加人数】約100人(例年)		建設課
5	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	学校支援ボランティア 【時期】令和7年4月1日～令和8年3月31日 【内容】読み聞かせ、登下校安全指導、環境整備などの支援活動を行う 【延べ人数】9,500人(前年比+1,000人)		生涯学習課
6	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	備前まなび塾+土曜日・長期休業講座(市民ボランティア) 【時期】令和7年6月～令和8年2月 【内容】小中学生を対象とした学習教室 市内10会場でボランティアが支援 【登録人数】47人(前年比±0人)		生涯学習課

No.	取組事項	関係条項	内 容	備 考	担当部署
7	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	備前♡日生大橋マラソン【市民ボランティア】 【時期】3月8日 【内容】大会運営役員(監察員ほか) 【人数】98人		生涯学習課
8	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	えびす駅伝競走大会(スポーツ少年団の部含む) 【時期】2月11日 【内容】大会運営役員(中継所審判員、監察員ほか) 【人数】147人		生涯学習課
9	協働事業の推進	第5条1項4号 第27条1項	総合スポーツフェスティバル 【時期】10月13日 【内容】大会運営役員 【人数】91人		生涯学習課
10	備前市議会報告会の開催	第10条3号	市議会の活動状況等について説明責任を果たすとともに、市民との情報の共有及び市民意見や要望等を把握するなど、市民と市議会が直接対話する機会を図る報告・意見聴取会である。 【時期】概ね議会だよりの発行後 【人数】約20人と2団体(令和7年度実績)	今年度は、常任委員会を中心に取組を進め、総務産業委員会是一般財団法人備前市文化芸術振興財団と、厚生文教委員会は東備地域自立支援協議会と意見交換を行った。 また、昨年度に引き続き、市民ふれあい福祉まつりへ議員を派遣し、出張開催を実施した。	議会事務局
11	ボランティア活動への後援	第12条1項6号 第26条	道路清掃ボランティア活動 【事業主体】各種ボランティア団体 【支援内容】後援、活動支援 【内容】国道・市道等の清掃活動 【人数】1,671人(62団体)		建設課
12	行政評価システムの運用	第17条	施策評価 施策目的の明確化を行い、政策を実現するための手段(事務事業)の最適性の検証を行い、行政経営資源の適正配分を行うための取組み 【時期】令和7年7月～9月	施策評価は市ホームページに公開中	企画課
13	行政評価システムの運用	第17条	事務事業評価 事業の担当者が、事業の目的を確認し、実施している事業を、コストや成果指標などの客観的数値を用いながら現状分析を行うことによって、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていくための取組み		企画課

No.	取組事項	関係条項	内 容	備 考	担当部署
14	行政評価システムの運用	第17条	市民意識調査 平成25年度から隔年実施で行うこととなった施策に対する市民の重要度・満足度を問う意識調査。結果や意見は施策評価や将来ビジョンの作成に活用している。 ※隔年実施(R7実施)	市民意識調査報告書は市ホームページに公表中	企画課
15	行政評価システムの運用	第17条	備前市行政評価市民委員会設置及び運営 行政評価における外部評価として、公募委員、有識者委員を構成員として開催 【構成委員】公募委員5名、有識者委員2名 計7名 【開催日】①令和7年10月24日、②令和7年11月17日、 ③令和7年12月15日、④令和8年1月19日 計4回 【内容】開催日①～④で1日2施策、計8施策の評価を行った	行政評価市民委員会報告書は市ホームページに公表中	企画課
16	総合計画の変更	第16条1項 第18条1項	市民委員の公募 【時期】令和6年12月4日～令和7年10月17日 【人数】3人(15人のうち)		企画課
17	総合計画の変更	第16条1項 第18条1項	振興計画審議会の開催 総合計画の後期基本計画審議について、公募委員、有識者委委員を構成員として開催 【開催日】③令和7年7月10日、④令和7年9月1日、⑤令和7年10月1日 【内容】開催日に総合計画の後期基本計画案を審議		企画課
18	市民活動への表彰	第26条	町内会長・区長等永年勤続表彰 【時期】令和7年6月30日(月) 【内容】地域リーダーとしての活動に対する表彰 表彰状:8年以上(継続中) 感謝状:6年以上(退職) 【人数】市長表彰1名、市長感謝状1名		市民課
19	市民活動への表彰	第26条	ボランティア活動感謝状 【時期】令和7年6月30日(月) 【内容】地域ボランティア活動に対する表彰 活動 5年以上 【人数】2名		市民課
20	パートナーシップ推進会議	第29条2項	パートナーシップ推進会議の開催 【時期】①令和7年8月4日(月) ②令和7年12月19日(金) ③令和8年3月26日(木) 【内容】条例の運用状況、提案制度についての協議、 協働事業の審査 【人数】11人(委員数)		市民課

まちづくり基本条例の運用状況②

◇市民活動への支援の状況（第26条関係）

No.	取組事項	関係条項	内 容	備 考	担当部署
1	市民活動への支援	第26条	民間イベント等への支援 【事業名】東備西播定住自立圏形成推進事業 【実施主体】東備西播定住自立圏形成推進協議会 【助成先】NPO法人等の団体 【助成金限度額】100千円/件 【内容】圏域内の住民交流を促進し、賑わいの創出・相互理解を深めるイベントなどの活動へ支援 【件数】8件	助成実績 スポーツや文化、観光、まちづくり関係の団体による圏域内連携イベントへ助成	企画課